

飲食店時短要請協力金（第4期）（特に重点措置を講じる区域用）  
金額算定に関するQ & A

## 【総括】

## Q 1 支給金額の考え方を教えてほしい。

A 1 中小企業の場合「売上高方式」で計算

令和2年又は令和元年の1日あたり売上高によって、支給金額が変わってきます。

令和2年又は令和元年の1日あたり売上高の算出については、Q5を参照してください。

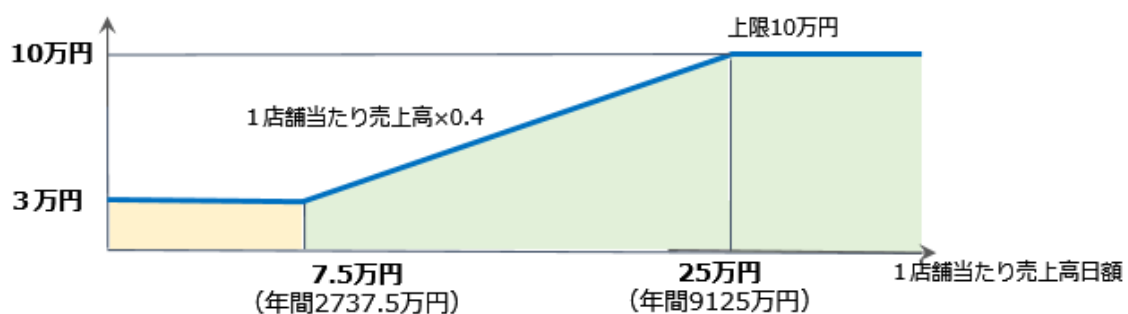
## ●協力金額一覧表

		令和2年又は令和元年の8～9月の1日あたりの売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においても この方式を選択可	令和2年又は令和元年の8～9月の1日あたりの売上高と 令和3年8～9月の1日あたりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4（上限：20万円）
---	--

## ○売上高方式【中小企業の場合】

1日あたりの協力金額＝令和2年又は令和元年の8～9月の1日あたり売上高×0.4



## ○売上高減少額方式【大企業の場合】 ※中小企業の場合、この方式も選択可

1日あたりの協力金額＝令和2年又は令和元年からの8～9月の1日あたり売上高減少額  
×0.4

※上限額（1日あたり） 20万円

●具体例

令和2年8～9月：1日当たり売上高100万円

令和3年8～9月：1日当たり売上高60万円

減少額：100万円－60万円＝40万円

支給額：40万円×0.4＝16万円

上限額：20万円

※「支給額」で算出した額が「上限額」を下回るため、16万円が支給額となる。

**Q2 中小企業の場合、売上高を基準にする計算方式と、売上高減少額を基準にする計算方式の両方を選べるようになっているが、どちらを使った方がいいのか？**

A2 売上高の減少幅が大きい場合など減少額方式の方が支給額が大きくなる場合がありますが、どちらの方式を用いるかはご自身で判断をお願いします。

**Q3 協力金の金額は円単位で計算されるのか？**

A3 1日あたりの売上高を千円単位に切り上げて算定します。

例：1日当たり売上高93,500円で、8/14～9/12（30日間）を時短営業した場合

・県独自時短分の日額単価（8/14～8/19＝6日間）

$(93,500円 \times 0.3) = 28,050円 \Rightarrow$ 千円単位切り上げ 29,000円

・まん延防止適用後分の日額単価（8/20～9/12＝24日間）

$(93,500円 \times 0.4) = 37,400円 \Rightarrow$ 千円単位切り上げ 38,000円

⇒支給額

$(29,000円 \times 6日) + (38,000円 \times 24日) =$  1,086,000円

※早期支給を受けない場合の計算例です。早期支給を受ける場合の計算例は、Q15を参照してください。

**Q4 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか？**

A4 税抜で計算してください。

**【売上高方式に関するQ&A】**

**Q5 売上高方式の場合、1日当たりの売上高はどのように算出するのか？**

A5 令和2年度又は令和元年度の確定申告書の控えもしくは売上台帳等に記載された、8～9月分の売上高÷61日で算出してください。

**Q 6 開業後1年を経過しておらず、前年度の売上高を計算できない場合、協力金の算定方法はどうか？**

A 6 開店日から令和3年8月13日までの売上高を基準に日額を算定してください。

[開店日からの売上高÷開店日からの日数]で1日当たりの売上高を計算し、それを基に支給日額を算出してください。

●具体例（令和3年4月1日開店、8月14日から時短営業開始の場合）

開店日：令和3年4月1日 → 令和3年8月13日までの日数＝135日

開店日から8月13日までの売上高：16,200,000円

1日当たりの売上高：16,200,000円÷135日＝120,000円

県独自時短分：120,000円×0.3×6日＝216,000円

まん延防止適用後分：120,000円×0.4×24日＝1,152,000円

協力金支給額：216,000円＋1,152,000円

＝1,368,000円

※早期支給を受けない場合の計算例です。早期支給を受ける場合の計算例は、Q15を参照してください。

**Q 7 前年度は個人事業主だったものが法人成りをした場合、個人事業主の時の売上高を基準にすることはできるか？**

A 7 事業の継続性が認められれば対象となります。

合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなります。

**【売上高減少額方式に関するQ&A】**

**Q 8 売上高減少額方式の場合の計算方法はどのようにするのか？**

A 8 時短要請の対象となる店舗ごとに、以下の計算式で計算します。

1日当たりの売上高減少額＝

(令和2年又は令和元年の8～9月の売上高－令和3年8～9月の売上高) ÷ 61日

1日当たりの協力金額＝「1日当たりの売上高減少額」×0.4

**Q 9 中小企業が売上高減少方式を利用した場合も、大企業と同様に上限20万円が適用されるのか？**

A 9 中小企業であっても、売上高減少方式を利用して計算した場合、大企業と同様に上限額は、20万円が適用されます。

## 【その他】

**Q10 協力金の日額単価を計算する際に、売上高の全てを元に計算してよいか？算定に当たって除外しなければならないものはあるのか？**

A10 以下に掲げるものは、飲食物の料金が含まれていない限り売上高から除外してください。なお、売上高は税抜額で計算してください（Q4参照）

- ① デリバリーやテイクアウトを行っている場合、デリバリーやテイクアウト部門の売り上げ
- ② 飲食店以外の施設・サービスを行っている場合、飲食店以外の部門の売り上げ
- ③ 指名料、同伴料などの飲食物の料金を含まないサービス料等の売り上げ
- ④ カラオケ設備利用料
- ⑤ 施設入場料などの施設の利用のための料金
- ⑥ 宿泊料（1泊2食付き等飲食代を含む場合も除外することが必要）
- ⑦ 会場設営費、衣装代、メイク代等
- ⑧ その他、飲食物の代金を含まないサービス料、売上高等

**Q11 中小企業の場合、売上高方式と売上高減少方式のいずれかを選択可とのことだが、店舗ごとにどちらの計算方式を選ぶか分けてもよいか？**

A11 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

**Q12 申請には、どのような添付書類が必要か？**

A12 協力金の金額が、「前年度又は前々年度の売上高」か「前年度又は前々年度からの売上高減少額」に基づいて算定されるため、それらを証明する書類を添付していただきます。

具体的には、以下のいずれかの提出をお願いします。

- ・令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）
- ・令和2年又は令和元年の8～9月分の売上台帳など

**Q13 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？**

A13 中小企業として扱いますので、売上高方式で計算してください。

**Q14 第1期～第3期実施分と今回で、金額の算定に違いはあるのか。**

A14 算定方法に違いはありませんが、基準月が時短要請実施月の前年度又は全前年度の同じ月ですので、今回は令和2年又は令和元年の8～9月が基準月になります。

### 【早期支給に関するQ & A】

※早期支給とは、まん延防止等重点措置が適用された場合に、適用期間の協力金の一部を先にお支払いするものです。詳細は、8月末までに県ホームページにて公表しますので、お待ちください。

#### Q15 早期支給の申請をしたが、残りの協力金の申請はどうしたらよいか？

A15 早期支給の申請により先に支給を受けた金額を除外した金額を、本申請で申請していただきます。

なお、本申請をしていただかないと、協力金の受給を辞退したこととなり、本申請分の支給を受けられないだけでなく、早期支給分も返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

早期支給に関する詳細は、8月末までに県ホームページにて公表しますので、お待ちください。

※早期支給の申請をせずに、1回の本申請のみで全額の協力金を受け取っていただくことも可能です。早期支給を希望する場合と希望しない場合で支給金額に変更はありません。